

## 議第124号

京都市個人市民税の控除対象となる特定非営利活動法人に対する  
寄附金を定める条例の一部を改正する条例の制定について

京都市個人市民税の控除対象となる特定非営利活動法人に対する寄附金を  
定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成25年 9月24日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市個人市民税の控除対象となる特定非営利活動法人に対する  
寄附金を定める条例の一部を改正する条例

京都市個人市民税の控除対象となる特定非営利活動法人に対する寄附金を  
定める条例の一部を次のように改正する。

本則の表特定非営利活動法人古材文化の会の項を次のように改める。

特定非営利活動法人古材文化の会	京都市東山区本町十七丁目354番地
特定非営利活動法人花山星空ネット ワーク	京都市山科区北花山大峰町17番地の1 京都大学大学院理学研究科附属花山天 文台
特定非営利活動法人環境市民	京都市中京区麩屋町通二条下る尾張町 225番地第二ふや町ビル405号

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 提案理由

個人市民税の控除対象となる特定非営利活動法人に対する寄附金を定める  
必要があるため提案する。